

ポイ捨てさせない町内会の募集

お住まいの近くの道路や公園等に、たばこの吸い殻や空き缶、空きびん、紙くず、ペットボトルなどのごみがポイ捨てされていませんか。こうした心ないポイ捨て行為で、私たちのまちや地域が汚されることを見過ごすことはできません。

旭川市では、これまでも毎年春と秋の年2回、「ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発」の実施と「地域清掃活動（清掃強化期間）」の呼びかけを行い、環境美化活動に力を入れてまいりましたが、ポイ捨て防止の継続的な取組として、「ポイ捨てさせない町内会」活動を展開しています。

「ポイ捨てさせない町内会」活動とは、地域の実情にもっとも精通している町内会の皆様の御協力をいただき、町内会単位でポイ捨てしにくい環境をつくる活動のことです。



具体的な活動内容

1 ポイ捨てさせない宣言

町内会の区域内において、ポイ捨てさせないための取組を行っていることを内外に宣言する掲示物を町内会の掲示板やごみステーション等に掲示していただきます。

2 区域内の見回り及び清掃活動（ごみ拾い）

区域内を適宜見回ることによって監視するとともに、ポイ捨てされたごみを拾い、常にきれいな状態を保つことでポイ捨てしにくい環境を作っていただきます。

3 ポイ捨て・不法投棄に関する市の取組に協力

市が実施するポイ捨て及び不法投棄に関する取組に積極的に協力していただきます。



登録申請及び活動報告

「ポイ捨てさせない町内会」の活動にあたっては、事前に市に登録申請書の提出をお願いします。

また、活動内容を記録し、毎年4月末までに年間活動状況報告書の提出をお願いします。

活動支援

町内会が上記 ① ~ ③ までの活動を行う場合、市は次に掲げた支援を可能な範囲で行います。

- (1) 宣言用掲示物の提供（返却不要）
- (2) 地域清掃・ボランティア清掃用のごみ袋の提供（返却不要）
- (3) ごみ拾い用火ばさみの貸出し（要返却）
- (4) 啓発用たすきの貸出し（要返却）
- (5) 警告用のぼりの設置（要返却）

※ (3) ~ (5) は数に限りがあるため、貸出しできない場合があります。

問い合わせ先 旭川市グリーンセンター 地域環境係

☎ 36-2213

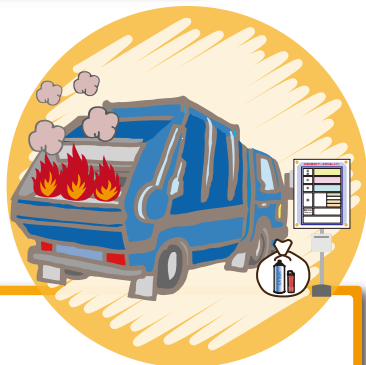


ガス缶・スプレー缶・ライター排出方法

ガス缶・スプレー缶・ライターが原因とみられる車両火災

平成 23 年 4 月から収集車の火災を防ぐため、ガス缶・スプレー缶・ライターの排出方法を変更しましたが、ガス缶等が原因とみられる車両火災が平成 26 年度は 8 件発生しています。

火災防止のためには皆様の御協力が必要です。排出する際は、次の事項を必ず守ってください。



1 中身を出し切ってください！



2 中身が残っている場合は、袋に「ガスが入っています」等の表記をしてください。不安がある場合は、無理に穴を開けないでください。

(自分で缶に穴を開ける場合は、火の気のない屋外など風通しの良い場所で穴を開けてください。)



3 燃やせないごみの日に、透明または半透明の袋に入れ、ごみステーションに出してください。燃やせないごみの指定袋には絶対に入れないでください。

中身の見える袋を使用してください！

ガス缶・ライターなど



注意

※ 旭川市では、消防署等にてガス缶の回収はしておりませんのでご注意ください。

問い合わせ先 旭川市クリーンセンター ☎ 36-2213

家庭用パソコンの拠点持込みについて

家庭用パソコンの処理方法としては、メーカーによるリサイクルのほか、平成 27 年 9 月 30 日までは、小型家電回収拠点に持込むことができます。

持込むことのできるパソコン

- ノートパソコン等、ディスプレイと一体型のもの。
- デスクトップ型（パソコンディスプレイと、パソコン本体がセットのもの）

持込む際の注意点

- パソコンは回収後の返却はできません。情報漏洩を防ぐため、あらかじめデータを消去してください。
- 回収拠点に設置された「回収ボックス」には入れず、直接、担当職員へお渡しください。

注意

- 平成 27 年 10 月 1 日以降は、小型家電回収拠点への持込みはできなくなります。「メーカーによるリサイクル」による処理をお願いします。

メーカーによるリサイクル方法



PCリサイクルマークの付いている製品
リサイクル料金は必要ありません。



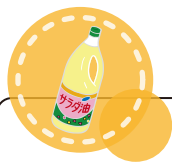
メーカーに回収を申し込んでください。



PCリサイクルマークの付いていない製品
リサイクル料金の支払いが必要です。



料金はメーカーによって異なります。各メーカーにお問い合わせください。



廃食用油資源化促進事業

廃食用油の回収に主体的に取り組む町内会を募集しています。

廃食用油の回収に必要な用具を町内会に提供し、軽油代替燃料（BDF）などにリサイクルします。

回収方法等

町内会と廃食用油回収業者との直接契約（売却等）がおすすめです。

- 1 参加応募票を市に提出
- 2 契約（4社の中から選択）
- 3 廃食用油を持ち寄る →
- 4 契約業者が回収 →
- 5 引渡量を市へ報告



※平成 26 年度事業参加町内会の平均回収量は約 100 kg / 年でした。売却益は回収量によりますが、資源化促進のため、皆様の御協力をお願いします。

問い合わせ先 旭川市クリーンセンター 地域環境係
☎ 36-2213



お問い合わせ
ください

拡大版ごみ分別カレンダー

目の不自由な方や御高齢で文字が見えにくい方を対象に、拡大版ごみ分別カレンダーを昨年度に引き続き、試験的に配付します。

大きさは A4 サイズ 4 ページです。

御希望の方は、クリーンセンターまでお問い合わせください。

なお、数に限りがございます。無くなり次第終了いたしますので、予め御了承ください。

問い合わせ先 旭川市クリーンセンター ごみ減量係
☎ 36-2213



8月29日(土)

臨時拠点回収を実施します

コープさっぽろ様の御協力により下記店舗の駐車場で拠点回収品目（小型家電・布類・再生可能な古紙・プラスチック製品・繰り返し利用できるびん・金属・傘）を回収します。

8月29日（土）コープさっぽろ神楽店 神楽4条5丁目1-22
問い合わせ先 旭川市クリーンセンター ☎ 36-2213

